

ALL STARs 特許等知的財産権補償特約

企業活動における 第三者の知的財産権侵害の リスクを補償!



この特約で対象となる知的財産権

知的財産権の中には
様々な種類の権利が存在します。



知的財産権

産業財産権

特許権

商標権

実用新案権

意匠権

著作権

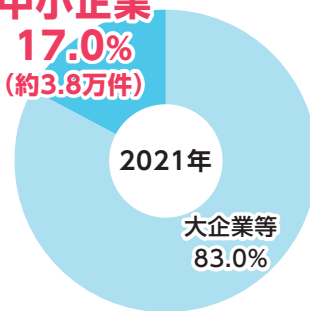
育成者権(種苗法)

回路配置利用権
(半導体)

中小企業における知的財産活動の実態

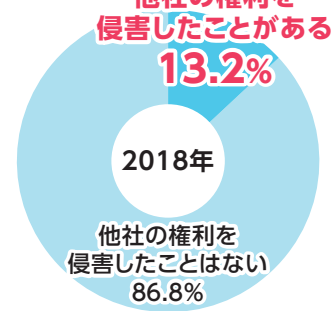
中小企業は優れた技術などの知的財産を有効活用できずに、他人の権利を侵害してしまうリスクに晒されています。

中小企業
17.0%
(約3.8万件)



内国人による特許出願件数 約22.2万件
出典: 特許行政年次報告書2022年版

他社の権利を
侵害したことがある
13.2%



出典: 特許庁 平成30年度「中小企業の知的財産活動に関する基本調査」報告書

想定事故例

CASE 1 (特許権)

A社が製造・販売した商品が、B社商品の特許権を侵害しているとして、B社から本来得られるはずであった利益についての損害賠償請求訴訟を提起された。



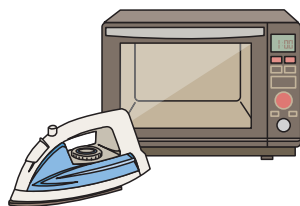
CASE 1-2 (特許無効審判)

提訴された損害賠償請求訴訟への対抗措置として、B社が主張する特許権はそもそも新規性、進歩性等に欠如があり誤って特許されたとの主張を行う「特許無効審判請求」を行った。



CASE 2 (意匠権)

海外企業が製造した小型家電をC社が輸入・販売したところ、形状など意匠権の侵害があったとして、国内の大手家電メーカーD社から損害賠償請求訴訟を提起された。



CASE 3 (商標権)

店舗の看板が全国チェーンE社の看板の商標権を侵害しているとして、E社から本来得られるはずであった利益についての損害賠償請求訴訟を提起された。



特許等知的財産権補償特約の概要

<p>保険金を お支払いする場合</p>	<p>日本国内において他人の知的財産権に対する侵害等があったとして損害賠償金を求める損害賠償請求手続がなされた場合に、被保険者が被る損害に対して保険金をお支払いします。</p> <p>(注1) 裁判所または認証ADR機関における民事上または行政上の手続による損害賠償請求手続に限り、被保険者が被る損害に対して保険金をお支払いします。</p> <p>(注2) 保険期間中に損害賠償請求手続がなされた場合に限り、保険金をお支払いします。</p>	<p>被保険者</p>	<p>①記名被保険者 ②記名被保険者の役員および従業員</p>
<p>お支払いする 保険金</p>	<p>①損害賠償金等 被保険者に対する判決、認証ADR機関における仲裁判断、当社が承認した裁判上の和解もしくは調停、または当社が承認した認証ADR機関における調停等に基づいて(注1)、被保険者が損害賠償請求権者に対して支払う損害賠償金または返還する不当利得をいいます。</p> <p>②費用等 求償権保全費用、争訟費用(注2)、協力費用および訴訟等対応費用をいいます。</p> <p>(注1) 裁判外の和解(いわゆる示談)によるものは補償の対象となりません。</p> <p>(注2) 損害賠償請求手続の防御のために行う無効審判請求に要する費用を含みます。</p>	<p>保険金を お支払いできない 主な場合</p>	<p>①他人の身体の障害、財物の損壊 ②保険契約者または被保険者の故意または犯罪行為 ③保険期間の開始日以前になされていた損害賠償請求手続 ④日本国外の法令に基づく知的財産権の侵害を請求の理由とする損害賠償請求手続 ⑤日本国外においてなされたもしくは係属している損害賠償請求手続または日本国外で取得した判決に基づく損害賠償請求手続 ⑥貴社が労働者派遣事業を行っている場合において、派遣労働者が派遣先で行った行為 ⑦情報の漏洩、紛失、消失または提供 ⑧被保険者による使用許諾契約違反 ⑨ソフトウェアの組織内違法コピー・複製 ⑩回収等に伴う費用 ⑪差止めその他の非金銭的救済の命令、許可および合意を実行するのに要する費用 ⑫罰金、科料、過料および課徴金 ⑬株主代表訴訟</p>
		<p>支払限度額</p>	<p>保険期間中3,000万円</p>
		<p>自己負担額</p>	<p>なし</p>

(ご注意) 特許等知的財産権補償特約は国内事業総合賠償責任保険特別約款とセットでのご契約となり、単独ではご契約できません。

この特約のPOINT

- POINT 1 特許権を含め知的財産権侵害リスクを幅広く補償!**

特許権侵害など日本国内において他人の知的財産権を侵害したとして損害賠償請求手続がなされた場合の損害賠償金・争訟費用などを幅広く補償します。
- POINT 2 損害賠償請求手続の防御のために行う無効審判請求時の弁護士費用を含め、損害賠償金だけでなく争訟費用も補償の対象!**

知的財産権訴訟は長期化することも少なくありません。高額化する争訟費用(弁護士費用など)も補償の対象なので安心です。
- POINT 3 差止め請求にも対応!**

自社の商品などが他人の知的財産権を侵害しているとして差止めを請求されるケースが存在します。この特約は差止め請求に対応する争訟費用(弁護士費用など)も補償します。

(注) 税関による輸入差止めや、差止めのために発生した実行費用などを除きます。

- このチラシは保険商品の概要をご説明したものです。詳細につきましては、パンフレット等をご覧ください。取扱代理店・扱者または弊社にお問い合わせください。また、ご契約に際しては、保険商品についての重要な情報を記載した重要事項説明書(「契約概要」「注意喚起情報」等)を、事前に必ずご覧ください。
- 弊社の損害保険募集人は、保険契約締結の代理権を有しています。

AIG損害保険株式会社

お問い合わせ・お申し込みは

〒105-8602 東京都港区虎ノ門4-3-20

03-6848-8500

午前9時～午後5時(土・日・祝日・年末年始を除く)



<https://www.aig.co.jp/sonpo>